

# 鳥取県知事選挙 鳥取県議会議員選挙

問 選挙管理委員会事務局(TEL 22-8119 / FAX 22-1087)

投票日

# 4月10日(日)

投票時間:午前7時~午後8時



自分へと、必ずつながる  
その一票

▼投票場所

投票所一覧表のとおり  
※入場券に記載していますので、投

票に行く前に確認してください。

▼投票できる人

平成3年4月11日までに生  
まれ、平成22年12月31日まで  
に倉吉市に転入届(手続き)を  
した人で、引き続き市内に住  
んでいる人。

▼投票用紙

①鳥取県知事選挙

投票用紙は白色で、文字は  
赤色。

②鳥取県議会議員選挙

投票用紙は薄い黄色で、文  
字は黒色。

▼代理投票・点字投票

手や目が不自由などの理由  
で、自分で字が書けない人は、  
投票所で、投票管理者に申し出  
てください。係員が代筆します。

また、目の不自由な人で点字  
投票を希望する場合は、投票所  
の係員に申し出てください。

【市外に転出した人の選挙権】

県外に転出した人は、  
投票できません。

投票前に県外に転出した人は、  
投票できません。

▼県内に転出の場合

平成22年12月10日以降に県内  
に転出した人で、倉吉市の選挙  
人名簿に登録されている人(新住  
所地で登録された人を除く)は、  
倉吉市で投票できます。ただし、  
県内の市町村が窓口で交付する  
「引き続き鳥取県内に住所を有す  
る旨の証明書」が必要です。

倉吉市役所での「引き続き鳥取

県内に住所を有する旨の証明書  
の交付は市民課窓口で行います。  
交付時間は期間によって異なり  
ますので、ご注意ください。

①3月25日(金)~4月1日(金)  
時 間・午前8時30分~午後5時  
15分(木曜日は午後6時30分まで)  
※土・日曜日は交付しません。

②4月2日(土)~9日(土)

時 間・午前8時30分~午後8時  
※土・日曜日も交付します。

③4月10日(日)

時 間・午前7時~午後8時  
※②と③の夜間(午後5時45分以降)  
や土・日曜日は1階東側宿直入口  
から入ってください。



## 期日前投票・不在者投票

### 投票日に、都合の悪い場合は期日前投票を

投票日に仕事、旅行などで投票所に行くことができない人は、期日前投票ができます。

#### 【期日】

- ①知事選挙  
3月25日(金)～4月9日(土)
- ②県議会議員選挙  
4月2日(土)～4月9日(土)

【時間】  
午前8時30分～午後8時

※期間中、土・日曜日も平日と同じように投票できます。

市役所 第2会議室(本庁舎3階)  
【ところ】

※工レベーターが利用できます。  
※夜間(午後5時45分以降)や土・日曜日は、1階東側宿直入口から入ってください。

#### 【投票手続】

入场券(届いていないときは、必要ありません)を持参してください。宣誓書を書く以外は、選挙期日の投票所における投票の手続と同じです。印鑑は不要です。

**【お願い】**  
入場券は県議会議員選挙の告示日(4月1日(金))以後に送付します。

入場券がお手元に届くまでに、知事選挙の期日前投票は始まることになりますが、入場券がなくても投票はできます。係員の指示に従ってください。

なお、4月1日(金)までに

知事選挙の期日前投票をした場合、お手数ですが、県議会議員選挙は、4月2日(土)からの期日前投票か、4月10日(日)の投票日に投票所での投票をお願いします。

## 不在者投票もできます

歳に到達していない人は不在者投票ができます。

#### ▼市外に滞在中の人の投票

投票日に、倉吉市外に滞在

して、不在者投票ができます。こ

の場合、あらかじめ倉吉市の

選挙管理委員会に投票用紙な

どの請求が必要です。

#### ▼指定病院などに入院中の人の投票

不在者投票施設に指定され

ている病院・施設などに入院・

入所中の人は、施設に申請す

れば、施設内で投票できます。

#### 【郵便などによる不在者投票】

身体の重い障がいなどによ

り投票所に行けない人が、郵

便で投票する制度です。

ただし、この場合は、「郵便

等投票証明書」の交付を受け

なくてはなりません。証明書

の交付には、身体障害者手帳、

戦傷病者手帳、または介護保

険の被保険者証(要介護5認

定)が必要です。詳しくは、選

挙管理委員会へお問い合わせ

ください。

## 【鳥取県知事選挙・鳥取県議会議員選挙 投票所】

投票区	投票所を設ける場所	投票区	投票所を設ける場所		
1	上北条公民館	新田422番地1	19	さわやか人権文化センター	上米積1074番地1
2	河北小学校体育館	海田西町1丁目130番地	20	高城小学校1階ホール	上福田722番地2
3	河北中学校体育館	上井503番地1	21	桜公民館	桜416番地6
4	倉吉体育文化会館教養室1	山根529番地2	22	横手ふれあい会館	大立218番地2
5	西郷小学校体育館	下余戸114番地	23	倉吉養護学校体育館	長坂新町1231番地
6	上灘公民館	上灘町9番地	24	小鴨保育園	中河原551番地1
7	勤労青少年ホーム集会室	住吉町77番地1	25	西中学校技術教室	西倉吉町170番地
8	東中学校特別活動室	宮川町2丁目76番地	26	上小鴨公民館	上古川216番地3
9	成徳小学校生活科教室	仲ノ町733番地	27	上小鴨小学校広瀬分校	広瀬567番地2
10	はばたき人権文化センター	福吉町2丁目1514番地7	28	高齢者生活福祉センター	関金町関金宿1115番地2
11	倉吉市人権文化センター	鍛冶町1丁目2971番地2	29	関金町郡家構造改善センター	関金町郡家467番地5
12	灘手公民館	尾原500番地	30	関金町山口多目的研修集会施設	関金町山口637番地1
13	上神公民館	上神352番地2	31	関金総合文化センター	関金町大鳥居193番地1
14	和田東町児童集会所	和田東町203番地1	32	関金町松河原構造改善センター	関金町松河原727番地
15	社公民館	国分寺74番地1	33	今西むらづくり集会所	関金町今西901番地
16	北谷公民館	福本226番地1	34	関金就業改善センター	関金町堀2058番地1
17	志津共同作業所	志津577番地25	35	関金町農村女性の家	関金町明高2036番地
18	中野公民館	中野164番地1			

# 自治公民館連合会の会長・副会長

倉吉市自治公民館連合会の会長、および副会長が、同連合会規約に基づき、2月4日(金)の常任委員会で、互選の結果、次のとおり決定されました。

会長



岡野 勝義(広瀬町)

副会長



福井 春光(上井本町)

高間 武人(般若)



平田 富士男(大坪団地)

(敬称略)

## 自治公民館の館長が決まりました。

一年間、お世話になります。

上北条(10)												自治公民館名	館長名
												自治公民館名	館長名
河北団地	○ 福庭 東	○ 福庭 谷	清 谷	中 江 西	○ 古川 沢	小 田 東	小 田 田	○ 下 古 川	新 田	井 手 畑	中 江	大 塚	穴 窪
若林	井 上	村 本	福 井	長 柄	西 谷	伊 い	山 ま	中 島	北 窓	岩 間	吉 よ	川 か	河 か
恵子	有 一	健 一	章 人	稔 稔	美 智 雄	幸 ひ	増 盛	ま し り	悟 実	和 敏	剛 た	志 卓	嶋 しま
													上灘
堺町2丁目	堺町1丁目	宮川町2丁目	宮川町	荒神町	仲ノ町	葵 葵	東 東	湊 鎮	住 吉 鎮	見 日 鎮	幸 幸	三明寺	三明寺
山本	山 下	斎 木	小 矢 野	秋 下	矢 田	吉 田	山 ま	倉 恒	穂 久	種 た	三 明 寺	寺 東	高 たか
春典	慶 久	英 宏	豊 肇	恭 幸	武 武	裕 幸	俊 一	仙 十郎	重 幸	重 しげ	年 明	周 ちか	吉 田
													灘 手(9)
不入岡	不 入 岡	和 田 東	和 田 馬 場	和 田	○ 大 谷 茶 屋	寺 上	谷 神	原	○ 津 谷	○ 鋤	穴 田	別 所	半 坂
鷲見	中 なか	田 日	日 ひ	浅 あさ	野 い	福 ふく	小 こ	原 はら	坂 さか	部	別 所	所 坂	原 尾
弘操	ひ し	操 みよ	洋 よ	直 一	誠 まこと	美 お	仁 ひと	三 み	長 な	柄 ね	三 まつ	好 い	津 たつ
岡積	福 さ	旭 原	服 部	今 在	○ 勝 負	妻 ノ	昭 和	上 福	下 福	田 若葉	若葉町	上米積	上米積
門脇	門 かどわ	佐 藤	藤 ふじ	大 おお	朝 あさ	中 川	中 なか	田 たな	杉 すぎ	町 2丁目	町 1丁目	西 東	東
広博	広 ひろ	博 英	英 とお	茂 しげる	祐 ゆう	正 しよ	直 い	仁 ひと	本 木	竹 たけ	岩 たけ	野 なか	の
													上小鴨(11)
小野	小 お	野 お	若 い	生 い	生 い	竹 た	竹 た	若 い	中 い	福 い	石 い	古 い	藏 内
泉州	泉 お	添 あ	ケ 平	瀬 い	廣 ひ	耳 い	仙 い	中 い	田 い	山 い	石 い	川 い	内
小棕	小 お	棕 あ	岡 おか	坂 い	坂 い	森 い	森 い	伊 い	福 い	塚 い	賀 い	戸 い	足 立
広徳	徳 ひ	興 お	富 ふ	協 きよ	勘 かん	春 はる	仙 い	紀 かず	奉 とも	谷 に	石 い	海 かい	立



自治公民館連合会常任委員会(2月4日(金))

上灘(12)					西郷(10)					上井(17)																							
○	田	内	◎	下田中町	駄經寺町	米	田	円谷町	虹ヶ丘町	大	栗	尾	上余戸住宅	上余戸	下余戸	八屋	伊	山根茶屋	山根	上井町1丁目西	上井町1丁目東	上井本町	上井柳町	旭北	南	旭西	東	旭東	天神町	大平町	海田南町	海田西町河北町	海田東町
昭和町	東巣城町	上灘町	下田中町	駄經寺町	米田町	円谷町	虹ヶ丘町	大原町	栗原町	上余戸住宅	上余戸	下余戸	八屋	伊木町	山根茶屋	山根	上井町1丁目西	上井町1丁目東	上井本町	上井柳町	旭北	南	旭西	東	旭東	天神町	大平町	海田南町	海田西町河北町	海田東町			
越野	山口喜代美	大津昌克	津耕正三	中藤克	中藤正三	良司	伊藤喜代美	伊藤昌克	伊藤耕正三	野寺喜代美	牧野良司	野寺耕正三	牧野喜代美	日本芳茂	日本修久	日本哲	日本典宏	日本篤義	日本喜寛	日本俊宏	日本恒晴	日本春千尋	日本英敏	日本喜一	日本栄節	日本也	日本正義	日本まさよし	日本まさゆき	日本田原喜	日本田原久	日本田原中	日本田原田
灘手明倫(16)																										成徳(23)							
○	穴沢	北面	八幡町	みどり町	余戸谷町	河原町	鍛治町2丁目	○	○	越殿町	越中町	西岩倉町	東岩倉町	瀬崎町	福吉町2丁目	○	金森町	旭田町	福吉町	西町	西仲町	東仲町	魚町	新町3丁目	新町2丁目	新町1丁目	大正町2丁目	大正町	明治町2丁目	明治町	研屋町	堺町3丁目	
森田	山根厚	山根久尚	山根伸	宮本昭	本進	大田武	田政	田健	田勝	岡野勝	岡野健	田中勝	田澤勝	西田大	川田坂	坂本正	米舛	岩瀬勝	山本三嶋	杉原勝	坂本勝	坂本真	坂本勝	坂本幸	坂本秀	坂本彦	坂本暁	坂本暁彦	坂本英輔	坂本英輔	坂本英輔	坂本英輔	
高城北谷(18)																										社(18)							
○	上米積本郷	下米積	汗干	大河内	つつじが丘	森長谷	中谷	忤野谷	沢富谷	福藤谷	横井谷	仙隱谷	志津谷	尾田	福江	三才江	秋喜新町	秋喜西町	西福守町	黒見町	横田	福光	秋喜寺	国分谷	大谷	大沢府	○	○					
尾崎	田口浩潤	田口浩潤	田佐木	佐々木	佐々木	西崎	重谷	笠見	山下	椿野	野嶋	三好	中橋	森庄	森井	松島	野崎	高橋	おお土手	由井	坂根	吉田	佐々木	松本	谷口	坂根	坂根	坂根	坂根	坂根	坂根		
小鴨	小鴨(23)																									高城(24)							
○	西鴨	天神野	鴨川町南	鴨川町	福守町	西倉吉町	丸山町	北野住宅	野打吹団地	生田	中河原2	中河原	小菅	岩	大弓削	長坂新町	長坂町	下大江	富立	棕波若	般若	上大立	大立	横手	河来見	桜	○	○					
福田	谷本和博	谷本幸人	黒川幸人	黒川敏	黒川征	黒川慶	黒川慶	黒川慶	黒川克志	黒川克志	黒川克志	黒川圭二	黒川圭二	黒川圭二	黒川圭二	黒川圭二	黒川圭二	黒川圭二	黒川圭二	黒川圭二	黒川圭二	黒川圭二	黒川圭二	黒川圭二	黒川圭二	黒川圭二	黒川圭二	黒川圭二	黒川圭二	黒川圭二	黒川圭二	黒川圭二	
合計(222)自治公民館																										関金(31)							
○	山口	郡家	マロニエ工団地	金谷団地B	金谷団地A	大坪団地	滝川団地	城山	大坪	金谷	滝川	本町	中町	上安町	王子駅前	大鳥居	松河原	泰久寺	今西堀	南堀	鴨ヶ丘	真野原	明高	福原	米富	○	○						
伊藤康	伊藤幸	伊藤久	伊藤敏	伊藤義	伊藤博	伊藤孝	伊藤啓	伊藤祥	伊藤克	伊藤圭	伊藤圭	伊藤圭	伊藤圭	伊藤圭	伊藤圭	伊藤圭	伊藤圭	伊藤圭	伊藤圭	伊藤圭	伊藤圭	伊藤圭	伊藤圭	伊藤圭	伊藤圭	伊藤圭	伊藤圭	伊藤圭	伊藤圭	伊藤圭	伊藤圭	伊藤圭	

# 「国民健康保険証」 がカードになります

問 医療保険課(TEL 22-8124/FAX 22-2954)

## 国民健康保険証(保険証)の更新

これまで、世帯に1枚の保険証が交付されていましたが、今回の更新から、国民健康保険(以下、「国保」といいます)被保険者1人につき1枚の保険証が交付されます。大きさは、クレジットカードと同じになります(保険証の材質は紙です)。

失くさないよう保管には十分注意してください。

### 3月中旬から下旬にかけて郵送します

今月の保険証の有効期限は、3月31日までになっていました。4月から使用する新しい保険証は、3月中旬から下旬にかけて、簡易書留郵便(受け取りに印鑑が必要)で送付します。

留守などで新しい保険証を受け取ることができなかつた場合は、一定期間(3月31まで)、郵便局で保管します。それ以降は、医療保険課の窓口でお渡しします。古い保険証か、本人確認できるもの(運転免許証など)と印鑑を持参し、おいでください。

### 裏面に臓器提供意思表示欄を設けました

臓器移植に関する法律の改正により、保険証裏面に「臓器提供に関する意思表示欄」を

設けました。

ただし、意思表示欄を記入するかどうかは、被保険者本人の判断によるものであり、記入が義務付けられたものではありません。

意思表示をした内容を、他人に知られたくない場合は、意思表示欄の保護シールを使用してください。保護シールは、医療保険課、および関金支所に用意しています。

### 保険料所得申告書は必要な世帯だけ

昨年まではすべての国保世帯に、保険証と一緒に所得申告書を送付していましたが、今年からは、提出の必要のある世帯のみに対して、6月上旬に送付します。

所得申告書が送付された世

帯は、必要事項を記入し、同封の返信用封筒で期限までに

返送してください。

## 異動の届出をお願いします

3月から4月にかけては、進学や就職・退職・引越しなどで異動が多い時期です。

国保の保険証を持つている人が転出すると、倉吉市での国保資格は失われ、保険証は無効となります。ただし、進

学や特定の施設に入所する場

合には、医療保険課へ届け出ることで、これまでどおり保険証を使うことができます。

また、就職や家族の扶養に

ことで、これまでどおり保険証を使うことができます。また、制度が違う保険で支払われた医療費を、全額返還していました。

届出が遅れると、保険料を課へ届け出をしてください。

### 高齢受給者証について

70歳以上75歳未満で、国保に加入している人には、「国民健康保険高齢受給者証」を交付しています。

医療機関を受診するときは、保険証と合わせて提示す

る必要があります。

高齢受給者証は、70歳になつた月の月末までに郵送します。

翌月1日(1日生まれの人

は誕生日)から適用されます。

## 70歳以上75歳未満(現役並み所得者以外)の自己負担割合の引き上げが据え置かれます

70歳以上75歳未満の人の自

己負担割合(病院での窓口負

担)は、平成23年4月から原則

2割、現役並み所得者は3割

となる予定でしたが、現役並み所得者以外は、平成23年4月からも引き続き、1

割負担となることを記載した

高齢受給者証を、保険証と一緒に送付します。

## 保険料の納め方

国保と後期高齢者医療保険

の保険料は、普通徴収(納付書・口座振替)、特別徴収(年金引き)のいずれかの方法で納付します。

普通徴収で納付している人も、一定の要件を満たすと、特別徴収での納付となります。

(特別徴収が優先されます)。

しかし、特別徴収の対象となつた場合でも、申し出をすることにより、口座振替による納付方法を選択することができます。

## 社会保険料控除について

平成22年中(1月1日～12月

31日に支払った国保と後期高齢者医療の保険料は、平成22年分の確定申告時に所得控除(社会保険料控除)の対象になります。申告漏れがないよう、

注意してください。



納付書で支払った領収書を紛失した場合など、年間の保険料納付額が分からぬ場合には、医療保険課までお問い合わせください。

## ジェネリック医薬品をご存じですか

医療機関で処方される薬に

は、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)の2種類があります。

効果や安全性が認められ、医薬品として承認を得るまでに長い時間がかかるため、新薬には、製造・販売の特許期間が設けられています。この特許期間が切れた後に、新薬と同じ有効成分でつくられる後発薬がジェネリック医薬品

です。

ジェネリック医薬品は、開

発経費も少なく、開発期間も

短くできるため、新薬よりも

比較的安価で販売されています。

ジェネリック医薬品を利

用することで、薬代の負担が

軽減されることもあります。

ジェネリック医薬品の使

用を希望する場合は、かかりつけの医師・薬剤師に相談して

ください。

## 交通事故にあつたら届出を

交通事故など第三者の行為によって、けがなどをしたときの医療費は、原則、加害者が支払うべきものですが、届出をすれば、国保、または後期高齢者医療で医療を受ける

ことができます。この場合、国保、または後期高齢者医療が負担した分を後で加害者に請求しますので、必ず、速やかに医療保険課に届け出してください。

## 鳥取県後期高齢者医療懇話会の委員を募集

鳥取県後期高齢者医療広域連合が運営する後期高齢者医療制度について、被保険者の皆さんのご意見を伺うために、鳥取県後期高齢者医療懇話会の委員を募集します。

### 【会議の名称】

鳥取県後期高齢者医療懇話会

### 【任期】

委嘱の日(平成23年度第1回懇話会開催日)～平成25年3月31日

### 【応募資格】

鳥取県後期高齢者医療の被保険者(平成23年4月1日現在)

### 【募集人員】6人以内

【応募期限】3月18日(金)必着

### 【応募方法】

応募申込書に必要事項を記載して提出してください。

応募申込書は市役所医療保険課、広域連合事務局に準備しています。また、広域連合ホームページからも印刷できます。

URL <http://www.koureikouiki-tottori.jp>

問 鳥取県後期高齢者医療広域連合総務課(〒689-0714 東伯郡湯梨浜町龍島500／TEL 32-1097/FAX 32-1067)